

■ 1. 退院促進支援事業の進め方の概要

精神障害者退院促進支援事業（以下「事業」という）は、従来から精神科病院において個別の患者のさまざまな事情に即して行っていた退院・社会復帰支援を制度化したものである。この事業は、行政が責任や理念を明確にし、地域関係機関や専門職のみならず、インフォーマルサービスをも活用しつつ、精神障害者の退院に向けた支援を協働で担う。

よって、既存のサービスや医療機関の取り組みに連動しながら、新たな体制を各都道府県や地域の状況に合わせて構築していくことが望ましい。

図1 精神障害者退院促進支援事業の流れ（イメージ）

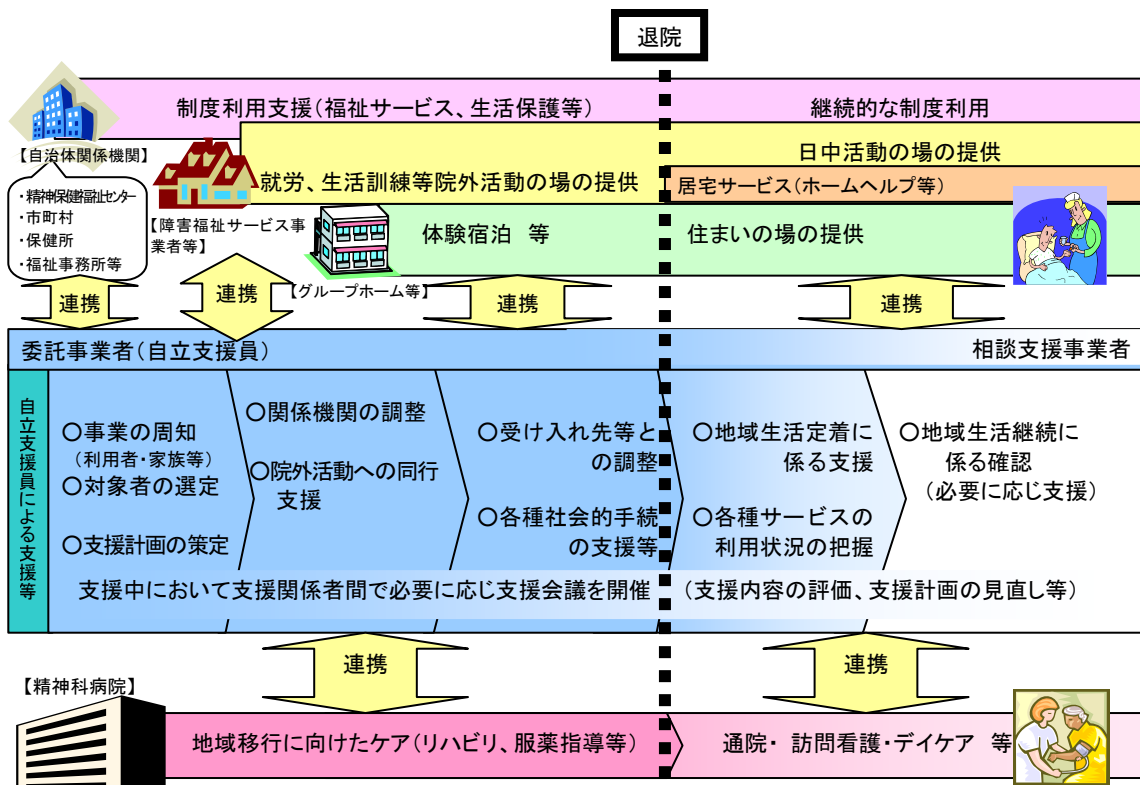


図1は、事業の全体像をイメージ図にしたものである。

精神科病院において元々行われ、長い歴史を有する社会復帰活動の主な担い手は、医療従事者を中心とする病院職員であり、精神保健福祉士（以下「PSW」という）が窓口となって地域の社会復帰施設等を活用し、関係機関との連携体制を構築している。この活動自体は、患者の入院から退院、さらに退院後の外来における支援まで連続性を持って展開されるものである。すなわち、事業の有無にかかわらず行われるものである。

一方、事業における退院促進支援は、実施主体を都道府県が担い、地域の多種関係機関を含む運営委員会を設置して、利用者の精神科病院における社会復帰支援の仕上げに近い部分から、利

■ 1. 退院促進支援事業の進め方の概要

用者が退院し地域生活を開始するまでの特定の期間に提供されるものである。そして、自立支援員が主たる支援の担い手となり、自立促進支援協議会における検討を経ながら、事業実施以前には精神科病院が単独で行っていた社会復帰支援活動の一部を共同して担うものである。

